

大垣駅周辺における自転車対策について

平成23年1月

大 垣 市

目 次

- . 大垣駅周辺における自転車対策の現状について……………P.3
- . 大垣駅周辺における自転車対策の方針について……………P.9
- .大垣市自転車等駐車場条例の制定について……………P.11
- . 大垣市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について……………P.16

. 大垣駅周辺における自転車対策の現状について

1. 大垣駅周辺における自転車の利用状況の概要

大垣駅周辺には、駅北、駅西、駅東の3つの市営自転車駐車場があり、平成20年度末の時点で、合計3,794台の自転車を収容することができます。

夜間以外はほぼ満車の状態で、平日の朝など通勤通学の利用者が混雑する時間帯には、通路まではみ出して駐車されている状況もあり、市では、自転車駐車場の整理及び監視の充実に努めるほか、年4回の放置自転車撤去作業などを行っています。しかし、大垣駅周辺の自転車駐車場内や歩道上の放置自転車台数は、依然として多い状況となっています。

また、県内の自転車駐車場施設の中でも、大垣駅周辺の自転車駐車場は、自転車盗難発生件数が多い施設であり、大垣市防犯行動計画においても、犯罪防止に必要な対策を講じることになっています。

表 - 1 大垣駅周辺市営自転車駐車場の一覧表（平成20年度末）

名 称	所在地	収容台数	建築面積	完成年月	構 造
大垣駅北自 転車駐車場	林町5丁目地内	300台	82.40㎡	昭和52年 3月	鉄骨造 平家建 一部屋根なし
	林町2丁目地内	114台	91.80㎡	昭和54年 3月	
	林町4丁目地内	376台	330.58㎡	昭和58年 2月	
	林町5丁目地内	250台	282.00㎡	昭和61年 3月	
	小 計	1,040台			
大垣駅西自 転車駐車場	高屋町1丁目地内	1,987台	2,520.00㎡	昭和53年 3月	鉄骨造 平家建
				昭和62年 3月	
				平成元年11月	
大垣駅東自 転車駐車場	高屋町2丁目地内	767台	987.00㎡	昭和63年 4月	鉄骨造 2階建
合 計		3,794台			

表 - 1 大垣駅周辺市営自転車駐車場の一覧表（平成23年 5月（予定））

名称（略）	所在地	収容台数	建築面積	完成年月	構 造
駅北	林町5丁目地内	1,384台	982.64㎡	平成23年 3月	鉄骨造 2階建
駅西	高屋町1丁目地内	1,987台	2,520.00㎡	平成23年 3月	鉄骨造平家建
駅東	高屋町2丁目地内	900台	987.00㎡	平成23年 3月	鉄骨造 2階建
合 計		4,271台	477台増		

2. 自転車駐車場内の駐車状況

自転車駐車場の利用者は、大垣駅から鉄道を利用して市外へ通勤通学する昼間利用者のほか、大垣駅で降りて自転車で市内の会社や学校等に通勤通学する夜間利用者及び駅周辺での買い物等のための一時利用者などがあります。

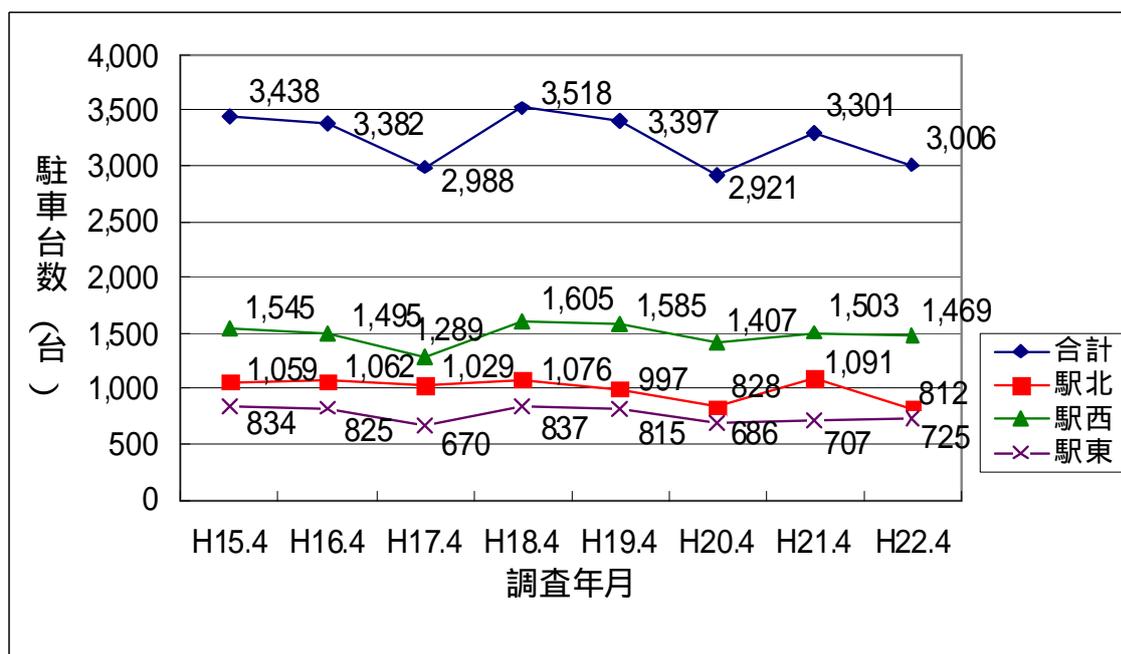
自転車駐車場内における放置自転車対策として、毎年4月にエフ付けによる駐車台数の調査を行っており、その調査結果(表-2)をみた場合、ここ数年、ほぼ横ばいの状況となっています。なお、一日の利用者総数は、施設の昼間利用も考慮した場合、2倍以上になると推測できます。

表 - 2 大垣駅周辺自転車駐車場の駐車台数 (単位：台)

収容台数		合計	駅北	駅西	駅東	
調査日		調査時刻	合計	駅北	駅西	駅東
平成15年4月10日	20時時点	3,438	1,059	1,545	834	
平成16年4月13日	"	3,382	1,062	1,495	825	
平成17年4月7日	"	2,988	1,029	1,289	670	
平成18年4月13日	"	3,518	1,076	1,605	837	
平成19年4月12日	"	3,397	997	1,585	815	
平成20年4月10日	"	2,921	828	1,407	686	
平成21年4月9日	"	3,301	1,091	1,503	707	
平成22年4月8日	"	3,006	812	1,469	725	

バイクは含まない。

グラフ - 1 大垣駅周辺自転車駐車場の駐車台数



3. 放置自転車の状況

放置自転車の問題については、「自転車駐車場での長期駐車」と「道路上における放置駐車」の2つに区分して、その状況を把握することにします。

自転車駐車場での長期駐車状況

自転車駐車場での長期駐車は、限られた駐車スペースを長期独占し、ほかの利用者の利便を阻害します。そのため、市では年4回、長期放置自転車の撤去を行っています。

表 - 3 大垣市営自転車駐車場における放置自転車の撤去状況 (単位: 台)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
撤去台数	2,048	2,011	1,987	1,689	1,910	1,831	1,751	1,707	1,497
うち大垣駅周辺				1,357	1,599	1,530	1,491	1,426	1,273
返還台数				77	192	153	157	195	103
返還率				4.6%	10.1%	8.4%	9.0%	11.4%	6.9%

- ・平成15年度以降、撤去台数は2,000台を下回る台数で推移しています。
- ・大垣駅周辺自転車駐車場の撤去台数は、ここ数年、1,300～1,500台前後の横ばい状態が続いています。
- ・所有者に返還した自転車台数は、撤去台数の1割程度に留まっています。

放置自転車返還率の他市状況 (平成20年度実績)

表 - 4 無料施設 (単位: %)

自治体名	大垣市	美濃加茂市	一宮市	半田市	刈谷市
返還率	11.4	5.8	8.9	17.6	12.1

表 - 5 有料施設 (単位: %)

自治体名	岐阜市	名古屋市	春日井市	安城市	桑名市
返還率	58.5	38.7	55.6	48.1	37.3

- ・放置自転車の返還率は、無料で管理している自治体では、10%前後ですが、有料で管理している自治体では、30～50%台に上昇します。

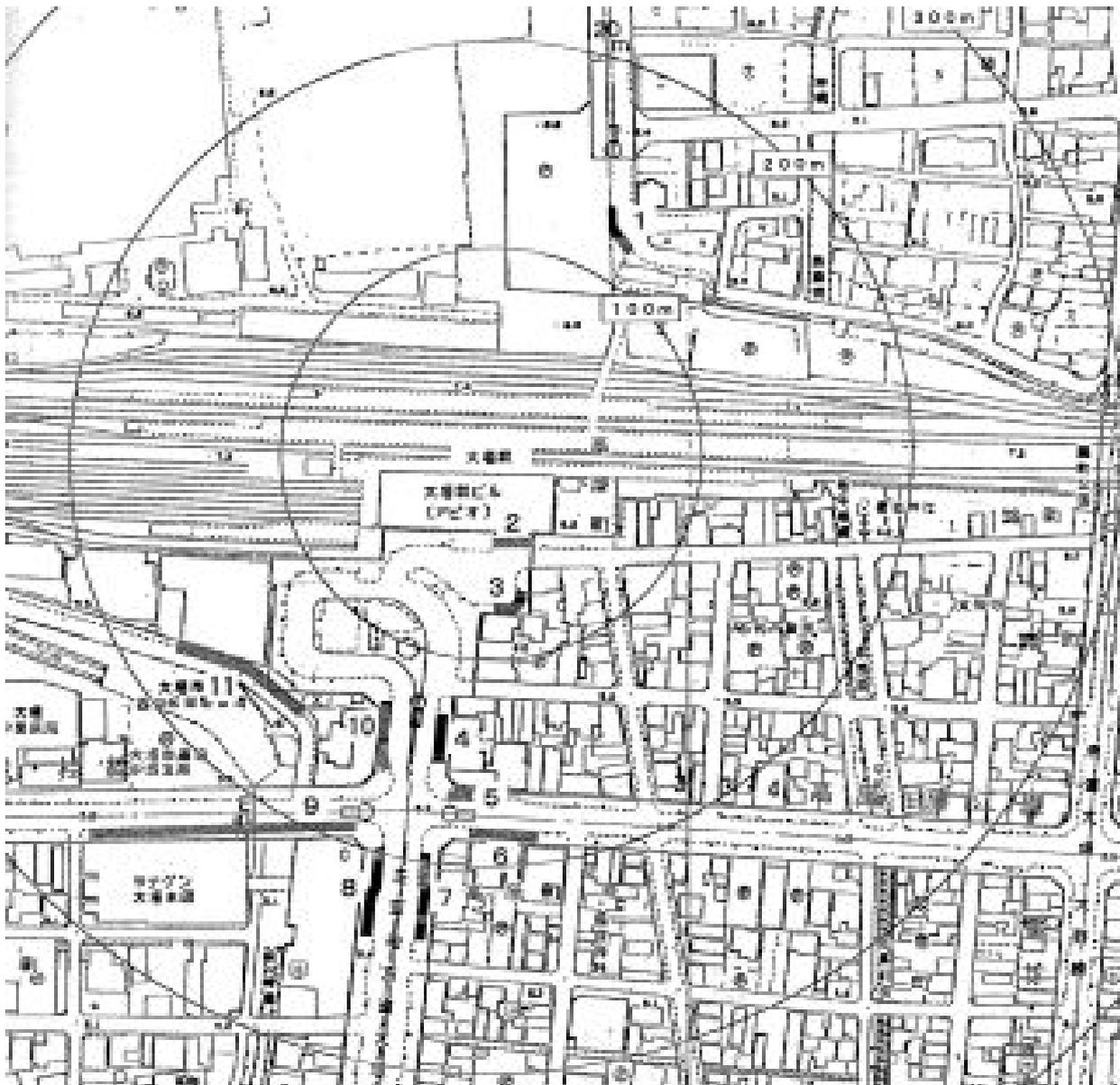
道路上における放置駐車状況

歩道を含め道路上における放置駐車については、歩行者の通行、緊急自動車及び災害時の活動に支障を及ぼすほか、都市景観を損なうなど、様々な弊害が生じます。

大垣駅周辺の歩道における自転車やバイクの放置台数は、平成22年5月31日(月)の調査において、午前10時に213台、午後3時に208台を確認しました。(表 - 6)

道路管理者である県や市では、長期放置の確認ができるものについて、随時撤去を行っています。

図 - 1 大垣駅周辺の放置自転車等調査位置図



符号 - 4



符号 - 7



表 6 大垣駅周辺自転車等放置状況調査一覧表

(単位：台)

区分	調査 場所 符号	平成19年			平成22年		
		平日			平日		
		午前	午後	深夜	午前	午後	深夜
自転車	1	0	0	0	0	0	0
	2	5	11	0	1	4	1
	3	0	0	0	5	12	3
	4	18	20	9	7	12	6
	5	5	6	4	2	1	1
	6	11	16	2	18	11	1
	7	38	27	5	17	22	21
	8	39	39	8	37	29	16
	9	113	95	4	91	73	7
	10	16	21	4	9	11	6
	11	18	32	5	23	30	17
		合計	263	267	41	210	205
バイク	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	1	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	1	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	0	0	0
	7	1	0	0	1	1	0
	8	0	1	0	0	1	0
	9	1	0	0	2	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	1	0	0	0	1	0
		合計	4	2	0	3	3

符号 - 9



符号 - 11



4. 自転車盗の状況

大垣市内における犯罪件数の状況

表 - 7 犯罪件数及び自転車盗件数の推移

(単位：件)

区分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
犯罪件数	5,339	5,394	4,311	4,102	3,467	3,197	3,113	3,114	2,720
自転車盗	1,480	1,013	565	613	597	642	665	759	536
大垣駅周辺				249	240	235	227	213	151

- ・大垣市全体の犯罪件数は、平成14年をピークに減少しています。
- ・犯罪件数の約20%を占める自転車盗件数も、犯罪件数に比例し、減少しています。
- ・犯罪件数は、ここ数年、各種の防犯対策の実施により減少傾向となっています。

大垣警察署管内における自転車盗の状況

表 - 8 平成20年中の自転車盗の発生・検挙状況

岐阜県内	発生 5,131件、検挙 226人(うち、少年 171人(75.7%))
大垣警察署管内	発生 823件、検挙 39人(うち、少年 34人(87.2%))

- ・自転車窃盗犯人は、7～8割が少年であり、動機は「足代わり」、目的地に着いたら放置するケースが多く見受けられます。
- ・少年の犯行(非行)動機は、不良グループによる集団オートバイ窃盗、自動販売機狙いなど、計画性の高いものを除き、その大半は、「誰も見ていない、店員がいない」などの偶発的な環境因子に左右されることが多いです。

防犯対策

自転車駐車場施設内の監視や「さわやかパトロール活動」による巡回の強化のほか、注意看板の設置、チラシによる二重ロックの呼びかけ、青色回転灯の設置など、犯罪の発生しにくい環境整備の対策に努めており、犯罪件数は年々減少しています。

・大垣駅周辺における自転車対策の方針について

1. 現状からみた課題の整理

自転車駐車場内の駐車状況

- ・ 夜間以外は、ほぼ満車の状態となっており、平日の朝など通勤通学の利用者が混雑する時間帯には、通路まではみ出して駐車されている。

自転車の出し入れがしづらい。

はみ出した自転車により、自転車や歩行者の通行に支障が生じる。

駐車スペースが不定となるため、どこに駐車したのかわかりづらい。

自転車駐車場での長期駐車状況

- ・ 自転車駐車場内における放置自転車の撤去台数は、ここ数年、1,300～1,500台前後の横ばい状態が続いている。

年間1,000台以上の放置自転車は、限られた駐車スペースを長期独占することになり、満車状態や通路まではみ出して駐車される状況の一因となっている。

- ・ 所有者に返還した自転車台数は、撤去台数の1割程度に留まっている。
自転車に所有者情報（住所・氏名・学校名など）が明記されていなければ、返還する手段がない。

道路上における放置駐車状況

- ・ 道路上における放置自転車台数は、200台程度となっている。
一因としては、自転車駐車場内の満車状態や通路まではみ出して駐車されているため、道路上に駐車しているとも考えられる。

道路上における放置駐車は、歩行者の通行、緊急自動車及び災害時の活動に支障を及ぼすほか、都市景観を損なうなどの弊害が生じる。

自転車盗対策の状況

- ・ 自転車盗件数は、大垣市全体の犯罪件数の約20%を占めている。
- ・ 各種の防犯対策の実施により、減少傾向であるが、依然として毎年600台前後の被害が発生している。
- ・ 県内の施設においても、盗難件数の多い施設の上位を占めている。

自転車窃盗犯人は、目的地に着いたら放置する「足代わり」のケースが多く、その大半は、誰も見ていないなどの環境因子に左右される部分が多い。

2. 自転車駐車場における管理運営方針

利用者の利便性・安全性が高まるよう、施設を管理運営することとします。

- ・自転車の出し入れが容易にできること。
- ・個々の駐車区画が確保できること。
- ・盗難など、防犯上の不安が解消できること。

利用者の利便性・安全性を高めるため、自転車等の駐車秩序の維持・増進を図り、盗難・放置自転車を減少させる抜本的な対策として、「自転車用出入り口を限定した上での有人かつ有料制」による管理方法とします。

(効果)

- ・自転車用出入り口を限定した上での有人管理は、管理人の監視を通り抜ける必要があるため、盗難の抑止に繋がります。
- ・有料化による管理運営を行う場合、利用者を定期及び一時利用に区分することにより、駐車区画を指定することができ、駐車状態が整頓され、利用者が安心して施設を利用できます。
- ・「自転車の貼付シール」により、入出場者の監視を強化することで、盗難を抑止する効果が上がります。
- ・また、定期利用者の情報を登録することによって、放置自転車が減少するほか、返還率が高くなります。

3. 道路上における自転車放置防止対策の方針

大垣駅周辺における自転車駐車場の有人かつ有料制による管理方法は、利用者の利便性・安全性が高まりますが、路上の放置自転車が增加することも考えられるため、あわせて、道路上における放置自転車対策を講じる必要があります。

大垣駅周辺の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、自転車等の放置禁止区域等を設置します。なお、設置にあたっては、地域住民や商店街等の方々に配慮するものとします。

(効果)

- ・大垣駅周辺における交通環境の向上が図れます。
- ・安全で住みよい生活環境が保持でき、都市景観の向上が図れます。

・大垣市自転車等駐車場条例の制定について

本市においては、平成14年1月に大垣市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例を施行し、市内13か所の自転車等駐車場における管理等について規定をしています。

本年度建設中の大垣駅北自転車駐車場の供用開始に合わせ、大垣駅周辺3か所の自転車等駐車場に有料制の管理運営を導入することとし、平成22年12月議会におきまして、大垣市自転車等駐車場条例を制定しました。（平成22年12月17日公布）

それに伴い、平成23年5月1日から有料制により運営を行います。

1．自転車等駐車場の設置目的について（条例第1条関係）

- ・駅前広場等の良好な環境確保及びその機能低下の防止
- ・自転車等利用者の利便性、安全性の向上

2．用語の定義について（条例第2条関係）

- ・自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定するもの。

道路交通法（第2条第1項第11号の2）【抜粋】

自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の手により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの。

- ・原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定するもの。

道路交通法（第2条第1項第10号）【抜粋】

原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量（0.050リットル）又は定格出力（0.60キロワット）を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの。

- ・自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車。（側車付きのものを除く。）

道路交通法（第3条）【抜粋】

自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の高さを基準として、（中略）、大型自動二輪車（0.400リットルを超える）、普通自動二輪車（大型自動二輪車以外の二輪車）及び（中略）に区分する。

- ・ 学生 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校、その他市長が適当と認める学校に通学している者。

<p>学校教育法</p> <p>(第1条)【抜粋】</p> <p>学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>(第124条)【抜粋】</p> <p>職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、一定の基準を満たした組織的な教育を行うものは、専修学校とする。</p> <p>(第134条)【抜粋】</p> <p>学校教育に類する教育を行うものは各種学校とする。</p>
--

3. 自転車等駐車場の概要について(条例第3～4条関係)

- ・ 有料駐車場

名称	所在地	車種
大垣駅西自転車駐車場	大垣市高屋町1丁目79番地	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
大垣駅東自転車駐車場	大垣市高屋町2丁目1番地7	自転車
大垣駅北自転車駐車場	大垣市林町5丁目23番地36	自転車 原動機付自転車 自動二輪車

駅北に駐車できる自動二輪車は、総排気量が0.125リットル以下のものに限る。

- ・ 無料駐車場

名称	所在地	車種
東大垣駅自転車駐車場	大垣市和合本町1丁目679番地3	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
西大垣駅自転車駐車場	大垣市木戸町911番地1	
墨俣バス停留所自転車駐車場	大垣市墨俣町墨俣411番地	
北大垣駅自転車駐車場	大垣市笠木町76番地4	
室駅自転車駐車場	大垣市木戸町134番地3	
友江駅自転車駐車場	大垣市友江2丁目33番地3	
美濃青柳駅自転車駐車場	大垣市青柳町3丁目496番地	
大外羽駅自転車駐車場	大垣市西大外羽3丁目28番地2	
荒尾駅自転車駐車場	大垣市荒尾町1469番地1	
美濃赤坂駅自転車駐車場	大垣市赤坂町134番地5	

4. 駐車料金体系について（条例第5・9条関係）

区分	利用方法	利用単位	駐車料金		
			一般	学生	子ども
自転車	定期利用	1か月	2,000円	1,500円	無料
		3か月	5,700円	4,200円	
		6か月	10,800円	8,100円	
	一時利用	1回	100円		
原動機付自転車 自動二輪車	定期利用	1か月	3,600円		
		3か月	10,200円		
		6か月	19,400円		
	一時利用	1回	200円		

- ・利用方法は、あらかじめ月単位で期間を定める「定期利用」と、それ以外の「一時利用」に分ける。
- ・一時利用の「1回」とは、規則で定める入出場時間（午前5時～翌日午前1時）を1日単位とする中で入場して出場するまでのことをいう。
- ・駐車料金は前納制で、原則返還しない。（ただし返還の規定を設ける。）
- ・駐車料金の減免の規定を設ける。
- ・子育て日本一施策の一環として、子ども（中学生以下）は無料とする。

5. 利用の許可について（条例第6～8・10・12条関係）

- ・有料駐車場の利用者は、あらかじめ許可を受けなければならない。
- ・許可を受けた利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可をしない場合）

- ・収容台数を超える利用申請があったとき。
- ・自転車等の形状が駐車場への駐車に適さないとき。
- ・その他、利用させることが不適当なとき。

（利用許可の取り消し、中止を命じる場合）

- ・この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- ・有料駐車場の管理上、必要な指示に従わないとき。
- ・偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- ・利用を拒否する事由が生じたとき。

（利用を拒否する場合）

- ・発火性又は引火性の物品等火災を発生させるおそれがあるものを積載しているとき。
- ・他の自転車等の駐車に支障がある物品を積載しているとき。
- ・著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- ・その他、駐車場の管理に支障があるとき。

6 . 供用の休止等について（条例第11条関係）

- ・ 駐車場の補修その他管理上必要があるとき、駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は利用を制限することができる。

（告示の実施）

- ・ 駐車場の供用を休止しようとする場合
- ・ 休止している駐車場の供用を再開しようとする場合

7 . 損害の賠償及び免責事項について（条例第13・15条関係）

- ・ 利用者が、駐車場又はその備品を汚損・損傷・滅失した場合。
利用者はその損害を賠償する。
- ・ 利用者が、駐車場内における盗難・き損・接触・衝突等により損害を被った場合並びに天災・火災等不可抗力により被害を被った場合。
市はその責めを負わない。

8 . 駐車場内の自転車等の放置に対する措置について（条例第14条関係）

（移動、保管対象の自転車等）

- ・ 有料駐車場内にあらかじめ申請した利用単位を超えて放置されたとき。
- ・ 無料駐車場内に規則で定める期間（7日間）を超えて放置されたとき。
- ・ 放置自転車等に対する措置については「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」の規定を準用する。

大垣市自転車等の放置の防止に関する条例【要旨抜粋】

- 1 自転車等を保管したときは、その旨を告示しなければならない。
- 2 保管した自転車等のうち利用者等が確認できたものは、当該利用者等に対し速やかに引き取るよう通知しなければならない。
- 3 保管自転車等について、規則で定める期間（60日）を経過してもなお返還することができないときは、当該自転車等を売却し、代金を保管することができる。
- 4 売却の対象となった保管自転車等について、買受人がない等により売却することができないときは、当該自転車等を処分することができる。
- 5 告示の日から起算して6月を経過してもなお保管自転車等を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。
- 6 保管自転車等を返還するときは、当該自転車等の返還を受けようとする者から費用を徴収することができる。

9 . 施行期日について

- ・ 平成23年5月1日から施行する。

（ただし、利用の許可等この条例を施行するために必要な行為は、公布の日から施行する。）

管理運営内容

利用時間

午前5時から翌日の午前1時まで（20時間）

防犯・盗難対策として、出入口は扉、シャッター等を設置します。

有人管理

利用時間中、必要に応じた人員による有人管理をします。

有料制に伴う管理システムの導入

駐車料金は、自動券売機により収受し、利用状況等はシステムで把握します。

大垣駅周辺自転車駐車場の概要

大垣駅北自転車駐車場（平成22年度建設：鉄骨造・2階建）

位置：大垣市林町5丁目23番地36

収容台数：1,384台（現在 1,040台）

利用車種：自転車、原動機付自転車、自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のものに限る。）

主な特徴：スライド式ラック、自転車搬送用コンベア（昇り用）、防犯カメラ、太陽光発電システム（10kw）、雨水流出抑制施設、管理システム＜定期自動更新機（1台）、一時利用券機（1台）＞

大垣駅東自転車駐車場（平成22年度改修）

位置：大垣市高屋町2丁目1番地7

収容台数：900台（現在 767台）

利用車種：自転車

主な特徴：スライド式ラック、門扉、シャッター（東口、西口）、防犯カメラ、LED照明灯、管理システム＜定期自動更新機（1台）、一時利用券機（2台：東口、西口）＞

大垣駅西自転車駐車場（平成22年度改修）

位置：大垣市高屋町1丁目79

収容台数：1,987台（現状のまま）

利用車種：自転車、原動機付自転車、自動二輪車

主な内容：門扉、自転車進入防止柵（北口）、防犯カメラ、管理システム＜定期自動更新機（1台）、一時利用券機（2台：東口、西口）＞

* 駅西施設は、大垣駅南街区再開発事業に連動して建設する予定であるため、既設施設の改修は、必要最小限とします。

．大垣市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について

大垣駅周辺自転車駐車場については、有人による有料制で管理運営しますが、あわせて駅周辺の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、路上の放置自転車対策を講じる必要があります。

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」においても、関係機関が相互に協力して、放置自転車の撤去等に努めることと定められているため、平成22年12月議会におきまして、大垣市自転車等の放置防止に関する条例を制定しました。（平成22年12月17日公布）

（根拠法令 抜粋）

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

第五条第6項 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。）の撤去等に努めるものとする。

第六条第1項 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるところにおいて条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

1．自転車等の放置防止の目的について（条例第1条関係）

- ・公共の場所における歩行者等の安全通行の確保
- ・安全で住みよい生活環境の保持

2．用語の定義について（条例第2条関係）

- ・公共の場所 駅前広場、道路、公園その他公共の用に供する場所（自転車等駐車場を除く）
- ・自転車 道路交通法第2条第1項第11号に規定するもの

自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2）【抜粋】

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの。

- ・原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定するもの

原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号）【抜粋】

内閣府令で定める大きさ以下の総排気量（0.050リットル）又は定格出力（0.60キロワット）を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの。

- ・利用者等 自転車等の利用者又は所有者
- ・自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設
- ・放置 自転車等が公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態

3 . 各主体の役割について（条例第3～7条関係）

市	自転車等駐車場の整備、 自転車等の放置の防止に関する指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確保その他必要な施策を推進しなければならない。
利用者等	公共の場所に自転車等を放置することにより、良好な生活環境を悪化させてはならない。自転車の所有者は、防犯登録を受けなければならない。
自転車販売業者	自転車の販売に当たっては、自転車に防犯登録を受けることを勧めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。
鉄道事業者等	鉄道事業者等は、旅客の利便のため自転車等駐車場の設置に努めなければならない。市が自転車等駐車場を設置する際は、用地提供等、市が実施する施策に協力しなければならない。
施設の設置者等	官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要が生じる施設は、利用者のために必要な自転車等駐車場を設置し、市が実施する施策に協力しなければならない。

4 . 自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域について

指定、指定の変更及び解除について（条例第8～9条関係）

- ・放置禁止区域 自転車等の放置により市民等の良好な生活環境を損なうと認められる公共の場所を、放置禁止区域として指定することができる。
- ・放置整理区域 自転車等の放置により損なわれる市民等の良好な生活環境と、利用者等の利便性との調整が必要と認められる公共の場所を、放置整理区域として指定することができる。
- ・放置禁止区域及び放置整理区域を指定するほか、変更及び解除するときは、大垣市自転車等駐車対策協議会の意見を聴くものとし、その旨を告示しなければならない。

自転車等の放置の禁止について（条例第10条関係）

- ・利用者等は、放置禁止区域及び放置整理区域において、自転車等を放置してはならない。

自転車等の放置に対する措置について（条例第11～12条関係）

放置禁止区域

- ・ 放置禁止区域内で自転車等が放置されているとき又は放置しようとしているとき
利用者等に対し、警告書等により、自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう命ずることができる。
- ・ 利用者等が命令に従わないとき又は利用者等が確認できないとき
放置禁止区域内で放置された自転車等を直ちに移動し、保管することができる。
- ・ 自転車等が工作物等に鎖等で固定され容易に取り外せないと認めるとき
最小限度の範囲で鎖等を切断することができ、切断で生じた損害補償は行わない。

放置整理区域

- ・ 放置整理区域内で自転車等が放置されているとき
利用者等に対し、警告書等により、自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう命ずることができる。
- ・ 利用者等が命令に従わないとき又は利用者等が確認できないとき
放置整理区域内で相当の時間（2時間以上）放置された自転車等を移動し、保管することができる。
- ・ 自転車等が工作物等に鎖等で固定され容易に取り外せないと認めるとき
最小限度の範囲で鎖等を切断することができ、切断で生じた損害補償は行わない。

5. 放置禁止区域及び放置整理区域以外の区域について（条例第13条関係）

- ・ 放置禁止区域及び放置整理区域以外の公共の場所において自転車等が放置されているとき
利用者等に対し、警告書等により、自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう命ずることができる。
- ・ 利用者等が命令に従わないとき又は利用者等が確認できないとき
放置禁止区域及び放置整理区域以外の公共の場所において相当の期間（7日間以上）放置された自転車等を移動し、保管することができる。
- ・ 自転車等が工作物等に鎖等で固定され容易に取り外せないと認めるとき
最小限度の範囲で鎖等を切断することができ、切断で生じた損害補償は行わない。

6. 適用除外について（条例第14条関係）

- ・ 道路法、道路交通法などの規定を適用することで、自転車放置防止の目的が達成されるときは、市の責務は適用しない。

7. 移動した自転車等に対する措置について（条例第15～16条関係）

・ 自転車等を保管したとき

その旨を告示しなければならない。

・ 保管した自転車等のうち利用者等が確認できたもの

利用者等に対し速やかに引き取るよう通知しなければならない。

・ 利用者等が確認できなかった保管自転車等、一定期間（6月）を経過しても返還することができないとき

当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

売却の対象となった保管自転車等が、売却することができないときは処分することができる。

所有権の帰属

・ 告示の日から起算して6月を経過後、保管自転車等を返還することができないとき

当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

8. 費用の徴収について（条例第17条関係）

・ 保管自転車等を返還するとき

当該自転車等の返還を受ける者から移動、保管、通知、売却その他の措置に要した費用を徴収することができる。（自転車 1,000円、原動機付自転車 2,000円）

ただし、盗難その他やむを得ない事由があるときは、当該費用を免除できる。

9. 自転車等駐車対策協議会の設置について（条例第18条関係）

自転車等の駐車対策に関する重要事項を審議するため、大垣市自転車等駐車対策協議会を設置する。

・ 協議会は、委員25人以内で組織する。

・ 委員は、規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

・ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

・ 委員は、再任されることができる。

・ 上記のほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

10. 施行期日について

・ 平成23年5月1日から施行する。

（ただし、自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定及び自転車等駐車対策協議会の設置の規定は、公布の日から施行する。）